

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	6 件

秋田国民年金 事案 560

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年7月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月から平成元年3月まで

昭和50年6月にA市町村からB市町村に転居して以来、両親がずっと私の国民年金保険料を払っていたはずであるが、55年の10月ごろに、それまでの保険料の未納分を、私の妻と一緒にC社会保険事務所に行って一括で納付した記憶がある。妻は、その時に納付した保険料の額は5万円から10万円未満だったと記憶している。その後も両親が私の保険料を納付していたはずなので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、「最初の子供を出産した後の昭和55年10月ごろに、義母から、夫の国民年金保険料の未納に関する書類を手渡されたので、C社会保険事務所まで夫の車で出かけ、5万円から10万円未満の額の保険料を納付した。」と主張するところ、その内容は具体的であり不自然さはみられないとともに、申立人の母親は、「息子とその妻がC社会保険事務所まで国民年金保険料を納付するために出かけたことを記憶している。」と証言している。

また、社会保険庁の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号の払出し及び資格取得は昭和48年4月1日とされ、申立期間は、国民年金に加入していた期間であったことが確認できるが、申立人の妻が保険料を納付したとする55年10月の時点で納付可能な過年度保険料は、53年7月から55年3月までの期間の国民年金保険料であったものと推認され、申立人の妻が納付したと主張する金額ともおおむね一致している。

一方、申立人は、その妻が申立人の国民年金保険料を納付した期間以外については、申立人の両親が納付していたと主張するところ、B市町村が保管する国民年金被保険者名簿には、申立人の被保険者資格取得の記録は無く、B市町村に居住していた申立人の両親が申立人の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと推認される上、申立人の母親は、「息子がA市町村から戻ってきた当初は納付したかも知れないが、結婚した昭和52年以降は納付していない。」と供述している。

また、申立人の上記期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年7月から55年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

秋田国民年金 事案 561

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで

昭和 54 年に国民年金に加入して以降、継続して保険料を納付した。申立期間のうち、A市町村に住んでいた時はB銀行に、C市町村ではD銀行に納付書を持参して納付していた。社会保険庁の記録では 58 年 9 月 20 日に任意加入資格を喪失しているが、手続をした記憶が全く無い。当時の収入から考えても、保険料の納付が途絶える状況ではなかったため、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意加入した昭和 54 年 12 月以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の納付意識は高かったものと推認される。

また、社会保険庁の記録では、昭和 58 年 4 月から同年 8 月までの期間の国民年金保険料は未納で、同年 9 月 20 日付けで国民年金の資格を喪失し、同年 9 月から 61 年 3 月までの期間は国民年金に未加入とされているが、申立人は、「国民年金の資格喪失の届出をしたことはなく、これらの期間の国民年金保険料は納付していた。」と主張するところ、昭和 58 年度における国民年金保険料の納付書については申立人に送付されていたものと推認される上、A市町村が保管する国民年金被保険者名簿の記録から、申立人の申立期間直前の 2 年間の国民年金保険料は、すべて納付期限内に定期的に納付されていることが確認でき、申立人が納付書を所持していたものと推認される 58 年度については、国民年金保険料を納付していたとの主張に不自然さは

みられない。

さらに、申立期間当時、申立人の夫は、継続して勤務していたことが社会保険庁の記録から確認でき、国民年金保険料の納付が困難となるような経済状況の変化は無かったとする申立人の主張に不自然さはみられない。

一方、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの期間については、A 市町村及び社会保険庁のいずれの記録においても、申立人は 58 年 9 月 20 日に任意加入の資格を喪失した記録となっていることから、これらの期間について納付書が作成及び送付されることはなく、申立人は、保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

秋田国民年金 事案 564

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 10 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 1 月から 57 年 6 月まで
② 昭和 57 年 10 月から 58 年 3 月まで

申立期間当時、国民年金に加入していたが、自分の収入が少なかったの
で、父親が私の国民年金保険料を納付してくれていたと記憶している。一
緒に納めていた両親の保険料が納付済みとなっているのに、私の申立期間
の保険料だけが未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②は 6 か月と短期間である上、申立期間②の直前の昭和 57 年 7
月から同年 9 月までの国民年金保険料は 59 年 10 月に過年度納付され、申立
期間②の直後の 58 年 4 月から同年 6 月までの保険料は同年 7 月に現年度納
付されていることが確認でき、申立期間②の保険料のみが未納とされている
ことは不自然である。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親は、国
民年金に加入した昭和 36 年 4 月以降、夫婦の国民年金保険料をすべて納付
(申請免除の期間を含む。) しており、申立人の父親の納付意識は高かった
ものと考えられる。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは
昭和 57 年 6 月 24 日、資格取得は 55 年 1 月 8 日に遡^{そきゆう}及して行われているこ
とが確認でき、手帳記号番号が払い出された時点で申立期間①の国民年金保
険料の一部は時効により納付できなかったとともに、手帳記号番号が払い出
された後の期間の 57 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料は、59 年 10

月に過年度納付されていることが確認でき、その時点では申立期間①の国民年金保険料は時効により納付できなかったことが推認できる。

また、申立期間①の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 10 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

秋田国民年金 事案 565

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月から49年3月まで

地元の会社を昭和48年12月に退社した後、国民年金の加入手続をした。申立期間の国民年金保険料が未納であるとのことだが、納付に困るような生活状況ではなく、できるだけ前納するようにも気を遣ってきたし、付加年金にも加入してきた。調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間当時、申立人と同居していた申立人の父親は、昭和36年4月から60歳に達する直前の58年*月までの国民年金保険料を完納している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和49年6月18日、資格取得は48年12月30日に遡^{そく}及して行われていることが確認でき、申立期間の国民年金保険料は、手帳記号番号が払い出された時点で過年度保険料として納付可能であり、申立期間当時、A社会保険事務所では手帳記号番号が払い出された時点で納付可能な過年度保険料の納付書を発行していたことが確認できる。

さらに、申立人は、昭和49年10月に、同年10月から50年9月までの1年間の国民年金保険料を一括納付したことが確認でき、申立期間の保険料についても納付したとの主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成12年10月及び同年11月の標準報酬月額については、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の12年10月及び同年11月の標準報酬月額の記録を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年3月1日から13年1月31日まで

申立期間は、夫が経営していたA株式会社に勤めていたが、他の従業員と同様の作業をしていた。

夫は、私が将来受け取る年金額を増やすために、会社の事業主を自分から私に変更し、私の標準報酬月額を41万円に引き上げた。それなのに、私の標準報酬月額を平成12年3月に9万8,000円に引き下げ、12年10月から41万円となっていたものを13年2月に9万8,000円とされていることは不自然であり、12年12月から30万円となっていることも納得できない。

申立期間の標準報酬月額を41万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成12年3月から同年11月までは9万8,000円、12年12月から13年1月までは30万円とされている。

しかしながら、申立期間のうち、平成12年10月及び同年11月の標準報酬月額は、当初、41万円とされていたところ、A株式会社が適用事業所でなくなった日（平成13年1月31日）の後の平成13年2月6日付けで、遡^{そきゅう}及して9万8,000円に減額処理されていることが確認できる。

このことについて、A株式会社の代表取締役である申立人の夫は、「社会保険事務所の指導を受け、保険料の滞納分を清算するため、妻の標準報酬月

額を^{そきゅう}遡及して減額した。事業の運営や社会保険関係業務は私が行っており、妻は一切関与していない。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成12年10月及び同年11月の標準報酬月額を9万8,000円とする訂正処理を、13年2月6日付けで^{そきゅう}遡及して行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の12年10月及び同年11月の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円とすることが必要である。

一方、申立期間のうち、平成12年3月から同年9月までの期間の標準報酬月額については、12年3月1日付けで、12年12月から13年1月までの期間の標準報酬月額については、12年12月1日付けで、事業主から社会保険事務所に届け出られたものであることが確認できる。

また、同社の代表取締役は、これらの期間に係る申立人の厚生年金保険料について、「社会保険事務所に届け出た標準報酬月額に基づき控除していた。」と供述している上、申立人が主張する標準報酬月額に基づき厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成12年3月から同年9月までの期間及び12年12月から13年1月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 504

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和41年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、39年1月を1万2,000円、39年2月から40年12月までを1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月30日から41年1月1日まで

私が昭和37年4月に入社した株式会社Aの厚生年金保険被保険者資格喪失年月日は39年1月30日となっているが、会社から仕事に必要なと命じられた自動車運転免許の取得は、18歳になった39年*月以降である。仕事で自動車を運転していたことから、この資格喪失年月日はおかしい。

また、当時の同僚は、申立期間当時、私と一緒に働いていたと証言している。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aは、昭和38年10月1日に厚生年金保険適用事業所となっており、同日付けで申立人を含む14人が資格取得していることが確認でき、当時の同僚の証言等から、社員のすべてが厚生年金保険に加入していたことがうかがわれる。

また、当時の同僚の一人は、「自分も会社から命じられて自動車の運転免許を取得（昭和40年7月）し、申立人とは3年ぐらい同じ配達の仕事をしていた。」と証言しており、その同僚には、昭和38年10月1日から42年6月1日までの期間の株式会社Aに係る厚生年金保険の加入記録がある。

さらに、申立人は、時期は明確ではないが、仕事でB都道府県に行ってい

た時、後続車に追突され、C区かその周辺のD病院に入院したことを記憶しているなど、自動車を運転し配達業務を行っていたことに関する記憶は具体的である。

加えて、申立人の兄は、「弟が会社を退職した際、弟が勤務していた会社まで弟を迎えに行った。時期は昭和40年の冬ごろだったと記憶している。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間において、株式会社Aに継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同一職種の同僚に係る社会保険庁の記録から昭和39年1月を1万2,000円、39年2月から40年12月までを1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に厚生年金保険適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡していることから不明であるが、事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び資格喪失届の提出等、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えるのは、事業主が昭和39年1月30日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る39年1月から40年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

秋田国民年金 事案 562

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの期間及び42年4月から61年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から42年3月まで
② 昭和42年4月から61年11月まで

申立期間①については、国民年金の手續や保険料納付は、主人が勤務していたA株式会社の事業所が自動的にしてくれたそうなので、調べてほしい。B市町村に転居し国民年金の加入手續をする際に年金手帳を持参した記憶がある。

申立期間②については、B市町村に転居した際に、B市町村役場の年金課にいたCさんに頼み、国民年金の加入手續をしてもらった。保険料は自営の店にCさんが集金に来ていた。女性が来たこともあった。その際に、現金で数か月分をまとめて支払っていた。昭和55年7月からは、娘の保険料も一緒に納付しており、私の分だけが未納とされていることに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「国民年金の加入手續及び保険料納付は、夫が勤務していたA株式会社の事業所が行ってくれていた。」と主張するところ、A株式会社のD事業所において、厚生年金保険関係の事務を担当していたE氏は、「夫の厚生年金保険の被扶養者としての手續はしたが、国民年金の事務は行っていない。」と証言している。

また、社会保険庁の記録に申立人の国民年金の加入記録は無く、当時居住していたF市町村において申立人に係る国民年金被保険者名簿は確認できない上、G社会保険事務所においても申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された事実は確認できず、申立期間①当時、申立人は国民年金には加入して

いないため、保険料を納付することができなかったものと推認される。

さらに、申立人は当初、「義父母が国民年金の加入手続及び保険料の納付をしてくれた。」と主張していたが、その後の聞き取りによりその主張を変えており、申立人の保険料納付に関する記憶は曖昧である。

申立期間②について、申立人は、自営する店に集金に来ていた市町村役場職員に国民年金保険料を納付していたと主張するところ、申立期間当時、市町村から委託された国民年金の徴収員が存在したことは確認できるが、H社会保険事務所が保管するB市町村に係る国民年金手帳記号番号払出簿においても、申立人の手帳記号番号が払い出されたことは確認できず、申立期間②当時、申立人は国民年金には加入していないため、徴収員に保険料を納付することができなかったものと推認される。

また、B市町村において申立人に係る国民年金被保険者名簿は無く、申立人の保険料の納付を確認することはできない。

さらに、申立期間②は、236 か月と長期間であり、この全期間において、申立人が徴収員に国民年金保険料を納付していたにもかかわらず納付した記録が失われていることは不自然である上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人は、申立人の長女の国民年金保険料について、昭和 55 年 7 月から長女が結婚する 61 年 11 月までの期間、納付していたことが確認できるところ、申立期間②において、当時 49 歳であり自身の国民年金保険料の納付を中止する理由が見当たらないにもかかわらず、61 年 11 月までの期間を申立期間②とし、その後は納付していないとしていることを踏まえると、長女の保険料を納付していた記憶と勘違いしている可能性も考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

秋田国民年金 事案 563

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年5月から49年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月から49年9月まで

会社を辞めた昭和41年5月から同年11月に結婚するまでは、A市町村で親が国民年金保険料を納付してくれていた。結婚後は、転居したB市町村で集金人に私と夫の二人分の保険料を渡していたが、夫の分だけ納付となっていて自分の分が未納となっているのは、納得がいかない。当時、地区では集金組織があり、「国民年金に加入している人が完納すると、地区に報奨金のようなものがあるので、頑張って納付するように。」と言われた記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「結婚前の昭和41年5月から同年10月までの期間は親が納付し、結婚後の41年11月から49年9月までの期間は私が夫の分と二人分を地区の集金人に納付していた。」と主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和50年4月9日、資格取得は39年C月D日に遡^{そきゅう}及して行われていることが確認でき、手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間のうち47年12月以前の国民年金保険料は時効により納付することはできなかったものと推認される。

また、申立期間のうち、昭和48年1月から49年9月までの期間については、手帳記号番号が払い出された時点で過年度保険料として納付可能な保険料であったが、申立人は、同期間の国民年金保険料について集金人に納付したとの記憶しか無く、集金人は過年度保険料を集金することはなかったことから、集金人に納付することはできなかったものと推認される。

さらに、社会保険事務所の記録では、申立期間直後の昭和49年10月から

50年3月までの期間の国民年金保険料について、51年11月9日に過年度納付したことが確認できるところ、納付した51年11月9日の時点において、申立期間の保険料は納付の時効となっており、申立人は、その時点で時効に至らない期間の国民年金保険料をすべて納付したことがうかがわれる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていないが、払出しの事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 501

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 3 月 13 日から同年 9 月 13 日まで
② 昭和 55 年 9 月 23 日から 56 年 3 月 23 日まで
③ 昭和 56 年 4 月 22 日から同年 10 月 22 日まで
④ 昭和 56 年 11 月 8 日から 57 年 5 月 8 日まで
⑤ 昭和 58 年 10 月 12 日から 59 年 4 月 21 日まで
⑥ 昭和 59 年 5 月 11 日から同年 11 月 11 日まで
⑦ 昭和 59 年 12 月 10 日から 60 年 6 月 10 日まで
⑧ 昭和 60 年 7 月 9 日から 61 年 1 月 21 日まで
⑨ 昭和 61 年 2 月 18 日から同年 8 月 21 日まで
⑩ 昭和 61 年 10 月 13 日から 62 年 4 月 21 日まで
⑪ 昭和 62 年 4 月 27 日から同年 11 月 21 日まで
⑫ 昭和 62 年 11 月 24 日から 63 年 6 月 21 日まで
⑬ 昭和 63 年 7 月 1 日から平成元年 1 月 21 日まで
⑭ 平成元年 1 月 31 日から同年 8 月 21 日まで
⑮ 平成元年 8 月 25 日から 2 年 3 月 21 日まで
⑯ 平成 2 年 3 月 27 日から同年 10 月 21 日まで
⑰ 平成 2 年 11 月 2 日から 3 年 5 月 21 日まで
⑱ 平成 3 年 5 月 27 日から同年 12 月 21 日まで
⑲ 平成 4 年 1 月 9 日から同年 7 月 21 日まで
⑳ 平成 4 年 7 月 23 日から 5 年 2 月 21 日まで
㉑ 平成 5 年 2 月 25 日から同年 9 月 21 日まで
㉒ 平成 5 年 9 月 27 日から 6 年 4 月 21 日まで
㉓ 平成 6 年 4 月 23 日から同年 10 月 21 日まで
㉔ 平成 6 年 10 月 29 日から 7 年 4 月 21 日まで

- ㉔ 平成7年4月24日から同年10月21日まで
- ㉕ 平成7年10月27日から8年4月21日まで
- ㉖ 平成8年4月24日から同年10月21日まで

A株式会社B工場に勤務していた当時の同僚から、厚生年金保険の標準報酬月額が違っているのではないかとの連絡があり、確認したところ、申立期間当時の標準報酬月額は自分がもらっていた給料の半分以上となっている。退社してからかなりの時間が経っているので正確なことは分からないが、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社B工場に勤務した申立期間①から㉖までの期間において、「社会保険庁の標準報酬月額の記録が実際の当時の給料の半分以上になっているのはおかしい。」と主張するところ、A株式会社が設立したC年金基金が保管する「加入員台帳」に記載されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、社会保険庁の標準報酬月額の記録とすべて一致していることが確認できる。

また、申立人が主張する標準報酬月額との相違について、A株式会社及びC年金基金では、「入社による資格取得時の報酬月額については、当時、ホストコンピューターで機械的に一括処理し、深夜就業等の割増賃金を含まない基準内賃金と定期券代等現物給与のみを合算した額から算出していた。」、「期間工・季節工として入退社を繰り返した申立人の標準報酬月額については、入社による資格取得時に算出した報酬月額を基に決定された標準報酬月額となっていた期間が長かった。」と説明しており、申立人に係る厚生年金保険料は、社会保険庁の記録どおりの標準報酬月額を基に算出した額を控除していたとしている。

さらに、申立人と同様に期間工・季節工として勤務していた同僚から提出された、平成2年4月から5年11月までの44か月のうち、39か月分の賃金明細書によると、給与総支給額は社会保険庁の標準報酬月額の記録よりも高額であることが確認できるものの、賃金明細書で確認できる厚生年金保険料の控除額は、社会保険庁が記録している標準報酬月額から算出された保険料額と一致していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 502

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 6 月 21 日から同年 12 月 21 日まで
② 昭和 60 年 1 月 11 日から同年 4 月 23 日まで
③ 昭和 60 年 10 月 11 日から 61 年 4 月 21 日まで
④ 昭和 62 年 10 月 13 日から 63 年 4 月 21 日まで
⑤ 昭和 63 年 6 月 14 日から同年 12 月 21 日まで
⑥ 昭和 63 年 12 月 23 日から平成元年 7 月 21 日まで
⑦ 平成元年 9 月 1 日から 2 年 3 月 21 日まで
⑧ 平成 2 年 5 月 1 日から同年 11 月 21 日まで
⑨ 平成 3 年 1 月 4 日から同年 7 月 21 日まで
⑩ 平成 3 年 8 月 26 日から 4 年 3 月 21 日まで
⑪ 平成 4 年 3 月 26 日から同年 6 月 4 日まで

私は、昭和 42 年から平成 4 年にかけて、何度か入社と退社を繰り返しながら A 株式会社 B 工場に期間工・季節工として勤務していた。申立期間の標準報酬月額は、実際に受け取っていた給料よりも低い金額となっているので修正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された、A 株式会社が設立した C 年金基金が申立人の在籍時の賃金額を推定した「標準報酬月額（見直し後）」の試算額及び社会保険庁のオンライン記録により、申立人は、申立期間のほぼすべての期間において、社会保険庁に記録されている標準報酬月額よりも高い額の報酬月額であったことが推認できる。

しかしながら、C 年金基金が保管する「加入員台帳」に記載されている申立人

の標準報酬月額は、社会保険庁の標準報酬月額の記録とすべて一致している。

また、申立人が主張する標準報酬月額との相違について、A株式会社及びC年金基金では、「入社による資格取得時の報酬月額については、当時、ホストコンピューターで機械的に一括処理し、深夜就業等の割増賃金を含まない基準内賃金と定期券代等現物給与のみを合算した額から算出していた。」、「期間工・季節工として入退社を繰り返した申立人の標準報酬月額については、入社による資格取得時に算出した報酬月額を基に決定された標準報酬月額となっていた期間が長かった。」と説明しており、申立人に係る厚生年金保険料は、社会保険庁の記録どおりの標準報酬月額を基に算出した額を控除していたとしている。

さらに、申立人と同様に期間工・季節工として勤務していた同僚から提出された、平成2年4月から5年11月までの44か月のうち、39か月分の賃金明細書によると、給与総支給額は社会保険庁の標準報酬月額の記録よりも高額であることが確認できるものの、賃金明細書で確認できる厚生年金保険料の控除額は、社会保険庁が記録している標準報酬月額から算出された保険料額と一致していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 503

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 8 月 25 日から 54 年 2 月 24 日まで
② 昭和 54 年 8 月 23 日から 55 年 3 月 28 日まで

昭和 53 年と 54 年の 2 回、A 株式会社 B 工場に季節作業員として勤務した。申立期間①は C の組立作業を、申立期間②は D の組立てをしていた。当時の同僚等の記憶は無いが、勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険加入記録を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が申立期間①及び②当時、A 株式会社 B 工場に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A 株式会社では、「当社が保管する健康保険厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬月額確認通知書並びに健康保険厚生年金保険資格喪失確認通知書に、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できないとともに、E 年金基金に係る厚生年金基金の記録においても申立人の加入記録は確認できなかった。」と回答している。

また、A 株式会社では、「申立期間当時、季節作業員については、その全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかった。」と回答しているところ、同社が保管する昭和 55 年度に入社した季節作業員の名簿に記載された 204 人について厚生年金保険の加入の有無を調査した結果、加入していない者が 33 人確認できた。

さらに、社会保険事務所が保管する同社の厚生年金保険被保険者原票を調査したが、申立人の加入記録は無く、健康保険記号番号に欠番もみられない。

そのほか、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されて

いた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の保険料控除についての記憶も曖昧である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月 1 日から同年 8 月 13 日まで
昭和 34 年から毎年、4 月ごろから 12 月ごろまで A 事業所で季節労働をしていた。年金手帳には、申立期間についても厚生年金保険の加入期間と記載されているので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「年金手帳には、A 事業所に勤務していた昭和 35 年 5 月 1 日から同年 8 月 13 日までの期間について、厚生年金保険加入期間と記載されているので厚生年金保険加入期間として認めてほしい。」と主張するところ、申立人が所持する年金手帳の「厚生年金保険・船員保険の記録(1)」欄には、昭和 34 年 6 月 1 日から 41 年 12 月 4 日までの 8 年分の厚生年金保険の加入記録の記載があり、申立期間については、被保険者となった日が 35 年 5 月 1 日、被保険者でなくなった日が 35 年 8 月 13 日との記載が確認できる。

また、A 事業所の業務を引き継いだ B 事業所が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険台帳には、申立期間を含む昭和 34 年 7 月 1 日から 54 年 12 月 15 日までの、毎年の厚生年金保険の加入期間の記載が確認でき、これらの期間は年金手帳に記載された期間とほぼ一致している。

しかしながら、前述の申立人に係る健康保険厚生年金保険台帳においては、申立期間を除き、それぞれの加入期間について健康保険記号番号の記載があり、社会保険庁の厚生年金保険の記録と一致しているが、申立期間については、健康保険記号番号の記載が無いことが確認できる。

また、B 事業所が保管する健康保険厚生年金保険台帳を調査したところ、申立人と同様に、昭和 35 年度の厚生年金保険の資格取得及び資格喪失の記載はあるが、健康保険記号番号の記載が無い事例が一人について確認でき、

同様に社会保険庁の厚生年金保険の加入記録も無かったが、同人は、「当該期間は、厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と証言している。

これらのことについて、B事業所では、「A事業所の健康保険厚生年金保険台帳は、昭和48年ごろ、当時の担当職員が一連の記録を整理するためさかのぼって記載したものとみられる。また、当時は、A事業所において作業員の年金手帳を預かっていたので、当時の担当職員が記載したものと考えられる。」と回答している。

さらに、申立期間については、申立人が同僚と記憶する3人のうち当時の班長（故人）であったと記憶する1人についても、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

加えて、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、申立期間に係る申立人の厚生年金保険加入記録は無く、健康保険記号番号に欠番もみられない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 506

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年から32年まで
昭和27年から32年にかけて、A株式会社B事業所に勤務していたので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が当時の同僚として記憶する二人のうち一人の厚生年金保険の加入記録が確認できることから、申立人が申立期間当時、A株式会社B事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が当時の同僚として記憶する二人のうち一人の厚生年金保険加入記録は、申立人と同様に無い。

また、社会保険庁の記録から、申立期間当時、A株式会社B事業所に勤務していたことが確認できた同僚二人から、「私は、入社してから5、6年後に厚生年金保険に加入した。」「入社後すぐには正社員にはなれず、5、6年の試用期間後に正社員の採用試験があり、それに合格して正社員になると厚生年金保険に加入できた。」との証言が得られたところ、申立人は、「採用試験は無く、面接を受け最初は助手として勤務した。」と供述している。

さらに、社会保険事務所が保管するA株式会社B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（申立期間を含む昭和26年12月1日から33年1月31日までに被保険者資格を取得した696人）を調査したが、申立期間について、申立人の加入記録は無く、健康保険記号番号に欠番もみられない。

加えて、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 507

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年6月1日から34年2月4日まで

私は、昭和31年1月にA都道府県の株式会社Bに入社し、2か月ぐらい商品知識の勉強をした後、外販を担当していた。毎月の給料支給時には明細書は無く、厚生年金保険料が控除されていたかどうかは分からない。同社が昭和33年6月に厚生年金保険の適用事業所になった時、私よりも2年ほど遅く入社した二人の社員が加入したのに、私の加入が翌34年の2月になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言から、申立人が申立期間当時、株式会社Bに勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険記号番号払出簿の記録から、株式会社Bが厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和33年6月1日であり、同日付けで事業主を含む9人の厚生年金保険被保険者資格の取得及び厚生年金保険記号番号の払出しがされていることが確認できるが、その中に申立人の記録は無く、申立人の資格取得の記録は、34年2月4日から同年12月1日までの期間以外には確認できず、厚生年金保険記号番号も同年2月20日付けで払い出されていることが確認できる。

また、株式会社Bは、昭和36年2月1日に厚生年金保険適用事業所ではなくなっており、事業主の所在も不明であることから、申立期間当時の同社における厚生年金保険の適用の実態について確認することができない。

さらに、当時の複数の同僚の証言から、申立期間当時、同社の社員であったことが確認できる者の中に、厚生年金保険に加入していない者が、社会保

険庁の記録から5人確認でき、同社ではすべての社員について厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、当時の同僚の一人は、「申立人は取引先会社の事業主の子息で、経済的に困っていたわけではなかったので、社長が、当初から厚生年金保険に加入させなくともよいと判断したのではないか。」と供述している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。